

令和8年度版



ゼロカーボンシティふくろい推進事業補助金のご案内

ゼロカーボンシティふくろいを実現するため、地球温暖化対策に資する事業を実施した方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

交付要件 全て満たす方

- ①対象機器を令和7年4月1日以降に購入した方
- ②対象者が個人の場合は、自らが居住する住宅に設置した方
- ③過去に同じ事業（機器）の補助金を受けていない方
- ④市税を完納している方

対象機器等	購入年度		補助金額 購入価格または対象経費の 1/2以内 ※省エネルギー診断以外		対象者
	R7年	R8年	R7年	R8年	
住宅用太陽光発電システム ※余剰買取契約を締結していること	○	○	既存建物※1のみ対象 2.5万円/kW 上限10万円	既存建物※1のみ対象 2.5万円/kW 上限10万円	個人
事業用太陽光発電システム(事業所・自治会用) ※余剰買取契約を締結していること	○	○	既存建物※1のみ対象 2.5万円/kW 上限10万円	既存建物※1のみ対象 2.5万円/kW 上限10万円	事業所・自治会
家庭用蓄電池 ※既存建物の住宅用太陽光発電設備と同時設置 または既に設置済みであること	○	○	既存建物※1のみ対象 10万円	既存建物※1のみ対象 10万円	個人
家庭用コージェネレーションシステム	○	○	6万円	6万円	個人
集合住宅用EV充電器 ※クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた 充電・充電インフラ等導入促進補助金(国庫 補助金)を受けていること	○	○	5万円	5万円	個人・事業所
脱炭素コベナンツローン取扱手数料 (補助対象ローン等の調達に係る手数料) ※袋井市と連携協定を締結した金融機関と 温室効果ガスの削減を条項に含むローン契約 を締結していること ※1事業者1回限りとする	○	○	10万円	10万円	事業者
省エネルギー診断 ※一般社団法人省エネルギーセンターの 「省エネ最適化診断」または、省エネお助け隊の 「省エネ診断(ウォークスルー診断・IT診断)」を 受診していること ※1事業所1回限りとする	×	○※2	-	診断料金の10/10 上限2万円	事業所

※1 既存建物とは、新築以外の時期に設置する場合。新築からの期間は、建築完了日(新築の日)または建売住宅の購入日より1年以上経過してから系統接続がされていることとしています。確認のため登記簿の提出をお願いする場合がございます。

※2 省エネルギー診断は、令和8年4月1日以降の受診が対象です。

(裏面へつづく)

申請の時期

随時受付。事業実施（設置・購入）後に申請してください。

申請窓口

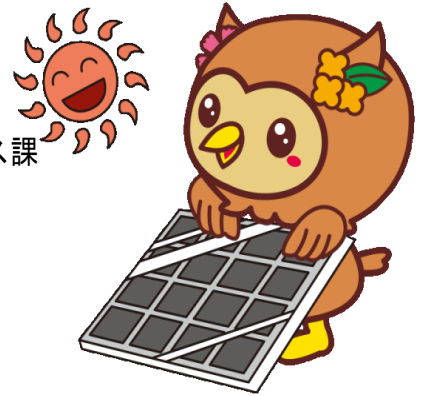
袋井市役所 2階環境・リサイクル推進課、浅羽支所 1階市民サービス課
※電子申請も受け付けております。

窓口申請に必要なもの

申請書に記載されている添付書類、振込口座の分かるもの

◇申請書は市ホームページからダウンロードできます。

袋井市 再生可能エネルギー 検索



お問い合わせ

袋井市役所 環境・リサイクル推進課 環境企画係
(TEL) 0538-44-3135
(E-mail) kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp